平成28年度第1回千葉県いじめ問題対策連絡協議会資料 いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況等

教育庁教育振興部指導課 1

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ○未然防止に向けた心の教育(各学校)
 - ・命を大切にするキャンペーン・豊かな人間関係づくりプログラムの実施
 - ・道徳教育の推進(いじめを題材とした映像教材(DVD)の活用)
- ○担当する主な関係事業等
 - ・情報モラル教育研修への講師派遣(県立中・高等学校20校、市町村立小・中・義務 教育学校40校に派遣予定)
 - ・教育相談体制の充実
 - スクールカウンセラーの配置(県立高校80校、全公立中学校、小学校105校) スクールソーシャルワーカーの配置(地区不登校等対策拠点校8校)

 - ・いじめ対策調査会(平成26年度~) 7人の委員による有識者会議の開催(いじめ対策施策の審議等)
 - ・いじめ問題対策連絡協議会
 - 38機関等による本会議及び13の機関等によるネットいじめ対策専門部会
 - ・いじめ防止指導・啓発資料等の活用・配付(平成26年度~) 教職員向けいじめ防止指導資料の活用
 - ・児童生徒向けいじめ防止啓発カードの作成・配付(公立私立小・中・高・特別支援学 校に配付)
 - ・保護者向けいじめ防止啓発リーフレットの配付(公立私立小学校及び公立特別支援学 校小学部の新入生保護者に配付)
 - ・児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレットの配付(公立私立小・中学校及び公立特別 支援学校小・中学部の新入生及び小学4年生に配付)
 - ・ 生徒指導アドバイザーの配置 (平成27年度~)
 - 生徒指導アドバイザー(嘱託職員)を各教育事務所管内拠点校5校に配置
 - ・いじめ問題対策支援チームの派遣(平成27年度~) 生徒指導アドバイザー・スクールカウンセラースーパーバイザー・指導主事がチャ ムとなり、県内高等学校25校を2回ずつ、市町村立小・中・義務教育学校25校を 1回ずつ訪問
- ○関係機関との連携
 - ・県警本部・千葉市との担当者連絡会議の開催
 - ・県民生活・文化課、NPO企業教育研究会、県警等との連携によるネットいじめ対応

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・いじめ防止対策推進法及びいじめ防止対策推進条例、いじめ防止基本方針を受けて、 各学校で基本方針や対策組織が設置されている。当課においても、様々ないじめ防止 対策を整備することができたが、関心をより一層高めるために引き続き各学校や県民 の意識を啓発する必要性がある。
- ・ネットいじめへの対策が喫緊の課題である。SNSへの書き込みの中には、外部から 確認できないものがある。書き込みを見つけて早期発見・早期対応が困難であるため、 いじめが深刻化するおそれがある。児童生徒には書き込ませない、書き込みを見つけ たら大人に助けを求めるといった意識を育成していく必要がある。
- 各種研修をとおして教員のいじめ防止に関する指導力向上が必要である。特に、いじ めの初期段階で早期に発見し、いじめ問題解決へ向けた組織的な対応が適切にできる ように努めていく必要がある。
- ・各学校のいじめ防止基本方針やいじめ対策組織が、機能するようにPDCAサイクル を基に見直しを図ることによって実効性のあるものとするよう、適切に指導・助言し ていかなければならない。

③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等

・いじめ防止対策の直接の担当課として、各機関・団体の取組をまとめ、学校現場や県 民に広く周知するように努めていきたい。また、本連絡協議会を通じて、各機関・団

- 体がより一層の連携を進められるようによしたい。 ・各機関・団体が互いに連携を行おうとした場合、当課がその調整役として、円滑に連
- 携が進められるよう支援をしていく。 ・学校現場には「教職員向けいじめ防止指導資料集」のより一層の活用を進める。また、 「学校いじめ防止基本方針やいじめ対策組織」が形骸化しないよう、その見直しの徹 底を図りたい。

教育庁企画管理部教育政策課 2

- ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
- ○担当する主な関係事業等
 - 学校問題解決支援対策事業
 - ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの活用の推進
- ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
- ○学校問題解決支援対策事業
 - ・これまでに計33件の案件について協議し、学校等が単独で解決することが極めて困難と判断された事案について、普段聞くことのできない弁護士等の専門家に相談しな がら、その対応策を検討し、解決に向けた指導助言を行うことで学校や教育委員会等 を支援している。いずれの案件も法的なアドバイスを受ける等、学校の対応方針を立
 - でる上で効果があったと考えている。
 ・希望研修「学校問題解決支援チームに学ぶ」を実施し、専門家からの助言指導や事例研究等を通して、若手教員の学校問題解決対応能力の育成を図るとともに、本事業の周知を行っている。平成27年度の参加者からのアンケートでは、「大変良かった」 「良かった」を合わせて、90.3%の回答があり、参加者からは「工夫された研修であり、内容も良い。今後の継続を望む。」などの高い評価を得た。
 - ・引き続き、学校等が本事業を活用できるよう周知に努める。
- ○豊かな人間関係づくり実践プログラムの活用の推進
 - ・希望研修においては、小学校6カ年、中学校3カ年の全てのセッションの授業を体験 することができるので、受講者は体系的なプログラムを実感することができた。
- ③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等

3 教育庁教育振興部生涯学習課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ○「学校から発信する家庭教育支援プログラム」の活用促進
 - ・ネットいじめ問題の対策の一つとして、小学校編に「いじめ」「携帯電話の利用とマナー」、中学校編に「携帯電話を中心としたメディアの活用」「スマートフォンの使用(平成28年2月追加)」を掲載
 - ・11月15日の「家族の日」とその前後の「家族の週間」に合わせ、本プログラムの中から、特に「親子のコミュニケーション」や「子どもとの会話や過ごし方」等について活用するよう、幼稚園・保育所・小学校・中学校等に依頼
- ○ウェブサイト「親力アップ!いきいき子育て広場」の運営
 - ・子育てや家庭教育に関する情報を広く掲載
 - ・携帯電話やスマートフォンの安全な使用に関する知識や危険性について啓発する外部 サイトを紹介

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ○「学校から発信する家庭教育支援プログラム」
 - · 平成27年度活用状況:保育所29.7%、幼稚園70.2%、小学校89.1%、中学校86.2%
 - ・平成27年度の本プログラムの活用状況調査で、メディアに関する家庭教育支援資料を提供したいと考えている学校が最も多かった。平成28年2月に追加した資料「スマートフォンの使用」について活用状況を把握する必要がある。
 - ・活用を促進するために、現在ホームページに掲載中のPDF版の他に編集可能なデータ資料を追加することが必要である。
- ○ウェブサイト「親力アップ!いきいき子育て広場」
 - ・平成27年度アクセス数:28,186件(パソコン・スマートフォン23,719件、携帯4,467件)
 - ・サイトの内容について、いじめ問題の最前線の実情に対応しているかを他課・他機関 に照会し、最新化を図る必要がある。

- ・ネットいじめ等の問題を含めスマートフォン等の使用については、学校だけでなく家庭教育の果たす役割が大きい。学校には「学校から発信する家庭教育支援プログラム」のますますの活用をお願いしたい。・ウェブサイト「親力アップ!いきいき子育て広場」において、保護者が子供の善悪の
- ・ウェブサイト「親力アップ!いきいき子育て広場」において、保護者が子供の善悪の 判断力やネットマナーの向上などを図るために必要な情報を発信していきたい。その ための情報や資料等があれば、随時紹介いただきたい。また、本サイトの周知につい て、本協議会の機関・団体をはじめ様々な関係機関の協力をお願いしたい。

教育庁教育振興部特別支援教育課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ○担当する主な関係事業等
 - 特別支援学校生徒指導主事連絡協議会の開催
 - ・指導主事訪問をとおして、いじめ防止対策の取組状況の確認・特別支援学校への非常勤講師等の配置
- ○関係機関との連携
 - ・関係各課と情報共有を行いながら、必要な情報を各特別支援学校に周知

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会では、外部講師によるスマートフォンや携帯、 SNSに関するトラブルや対策の現状、県警の講師から犯罪防止についての対策等に ついての講義を行ったり、生徒指導上の課題となっているテーマごとにグループを組 んで協議及び情報交換の時間を設定したりするなど、いじめ防止に向けての喫緊の課 題理解や他校の取組を確認できた。
- ・指導主事訪問をとおして、各特別支援学校の「学校いじめ防止基本方針」を確認し、 学校の実情に応じた内容となるように指導・助言を行っていく。
- ・平成27年度は、非常勤講師として7校が臨床心理士や精神科医等の専門家を招へい して、個に応じた適切な指導支援につなげることができた。 ・特別支援学校はスクールカウンセラーの配置がないため、今後も、いじめ等に対応し
- て緊急的に臨床心理士等を雇用できる方策を探っていく必要がある。

- ・特別支援学校におけるいじめ防止対策のために、関係機関から様々な情報提供を得る とともに、連携して対応できる関係ができているので、今後も継続し、連携していじめ問題に取り組んでいくことができるようにしていきたい。
- ・学校現場には、「学校いじめ防止基本方針」及びいじめ防止対策のための組織の見直 しを行うことにより実効性の高いものに改善すること、各学校に配付した「教職員向けいじめ防止指導資料集」を有効に活用すること、関係機関等と確実に連携していじ め防止対策に取り組むことを継続して指導していきたい。

教育庁教育振興部教職員課

- ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
- ○いじめ・不登校等生徒指導の充実のための教員加配、非常勤講師の配置を行う。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・平成27年度は、国から措置される定数と県単独の定数を活用して、いじめや不登校など、児童生徒の問題にきめ細かな対応をするための教員を、全学校種で338名を配置した。また、生徒指導の充実を図るための非常勤講師を状況に応じて配置した。・成果については、不登校支援で加配を継続した中学校の76.2%で不登校出現率が減少した。また、適応指導教室指導員や担当教員、加配教員、担任がより密接に連携することで、指導の継続性が見られ、児童生徒の改善が図られるようになった。加配継続校では、適応指導教室への通級率が上昇した。
 ・人的配置について、各市町村からあがってくる要望数のすべてには応じきれていない。・平成28年度は、全学校種で児童生徒の問題にきめ細かな対応をするための教員を、338名配置している。

③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等

- ・昨年、行われた財政制度分科会において、「加配定数の計画的な削減」を含めた教職員定数の削減が主張されており、仮に加配定数の削減が進められることになれば、ることが想定される。このことについて、文部科学省は、平成28年4月の教職員定数が出る。このことについて、文部科学省は、平成28年4月の教職員定数担当者会議の折、『財務省の根底にあるのは、教職員定数の「充実」ではなく「合理化」であることに注意が必要』と、担当者に促している。・文部科学省も学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、教員に求められる役割も拡大である。とに注意が必要と、環境が複雑化・困難化し、教員に求められる役割も拡大する中で、加配定数の改善が必要と考えている。また、対財務省というよりは、学校明中が納得するようなデータ(加配の活用状況や効果)を求めていることが、学校現場には、加配された教員がいじめや不登校等といった生徒指導の課題に対し、効果的に機能するためにはどうしたらよいか、またどのような効果があるかを十分に意識してもらいたい。

教育庁教育振興部学校安全保健課 6

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ○いじめ問題に係る報告の受信

 ・学校から正確な情報を収集する。
 ・詳細確認後の指導課生徒指導・いじめ対策室への連絡を学校に指示する。

 ○いじめの重大事態に関する報告の受信

 ・学校から正確な情報を収集する。
 ・詳細確認後の指導課生徒指導・いじめ対策室への連絡を学校に指示する。
 ・いじめの重大事態について関係課に連絡をする。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・いじめ問題に係る報告を受けた時は、指導課生徒指導・いじめ対策室と連携を図り情報を共有した。また「いじめの重大事態」の報告を受けた時には、関係課に連絡し対応の準備を整えた。
- ③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等

7 教育庁教育振興部体育課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ○運動部活動における望ましい人間関係づくり
 - ・安全で充実した運動部活動のためのガイドラインの活用
 - ・運動部活動指導者講習会や体育主任等研修会で積極的な取組の奨励と注意喚起
- ○スポーツマンシップ教育の充実
 - ・「目指せ スポーツマンシップ 日本一!」のポスターを作成し、中・高等学校や競技団体に配布・体育主任等研修会での講演や関係団体との共催による講演会を実施
- ○運動を通した仲間づくり
 - ・いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施 仲間と楽しく集団で協力しながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や 社会性を育成する。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・様々な研修会や講演会を通して指導経験の少ない運動部活動指導者等に対して、いじめ防止につながる取組についての意識を向上させることができた。
- ・毎日、多くの時間をかけて行う運動部活動は、部員同士のつながりも深くなるため、 仲間づくりに大変有効であるが、問題が起こってくると深刻化してしまう場合も多く ある。それを念頭に置いて、顧問と部員、部員同士がお互いに認め合い、良好な人間 関係を構築していく必要がある。
- 教師が一方的に教え込むのではなく、児童生徒に自ら考えさせる場面を増やした活動に転換していくよう呼びかけていく。

8 千葉県総合教育センター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○研修事業

- ・初任者研修、経験者研修、教務主任研修、新任教頭研修、新任校長研修等でいじめの 問題対策に係る教員の指導力向上を図る。
- ○出前リーダーサポート塾
 - ・市町村教育委員会の要請を受けて実施している「出前サポート養成塾」においていじめ問題を扱い、指導力向上を図る。
- ○情報モラル指導実践研修や教育の情報化推進リーダー養成研修、視聴覚教育メディア研修等
 - ・ネットいじめ防止について研修を行う。
- ○学校支援事業

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

<成果>

- ・実施要項の主題・内容に「いじめ対応」等を明記した。概ね生徒指導(90分)の中でいじめ対応を扱っている。初任者、5年経験者、10年経験者(小・中・高・養教)2、531名。新任校長(小・中・高)、新任教頭(小・中)426名。企画運営リーダー育成、教務主任等(小・中)259名。
- ・出前リーダーサポート塾では、2市において、いじめ問題を扱い指導力向上を図った。 (習志野市・匝瑳市)
- ・情報モラル指導者実践研修や教育の情報化推進リーダー養成研修、視聴覚教育メディア研修の中でネットいじめの防止について扱った。
- ・学校支援事業(情報モラル関係)として、県内小学校、高校、民間研究会の研修会講師として児童・生徒、教職員、保護者240名に指導助言を行った。

<課題>

- ・すべての経験者研修(悉皆)で、実施要項に位置付けて、主題・内容に「いじめ対応」 等を明記しておく必要がある。
- ・ネットいじめ防止については、講話や演習が中心になっており、児童生徒が体験的に 学習できる情報モラル教育の教材開発が必要である。
- ・情報モラルに関する児童生徒の実態や、教員の具体的な取組状況等を的確に把握し、 必要な情報を提供することが必要である。

- ・前期層の研修を中心に、講義形式からグループ討議を入れた演習等を取り入れている。
- ・中期層・後期層の研修の場の確保として、リーダーサポート塾を全県下に広報し活用 を図る。
- ・SNS体験アプリを平成28年度に作成する。普及著しいSNS体験研修が実施できる環境整備を各方面にお願いしていきたい。

千葉県子どもと親のサポートセンター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○教育相談事業

- ・児童生徒、保護者、教職員に対して専門的な立場から教育に関する相談を実施
- ・個々の状況に応じた相談活動を通した支援・援助の実施
- 各相談機関とのネットワーク構築
- ・相談者のニーズへの総合窓口
- ○24時間子供SOSダイヤル ・休日・夜間を含めた24時間のいじめを含めたフリーダイヤルでの電話相談の実施
 - ・平日17時15分以降、休日時間帯の電話受付を外部委託

○研修事業

- ・教育相談基礎研修、教育相談上級研修、学校カウンセリング専門研修、教育相談指導 者養成研修の実施
- ・ 生徒指導リーダー育成研修等の実施
- ・いじめ防止対策研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会の実施
- ・いじめ問題対策リーダー養成集中研修の実施
- ○スクールアドバイザー事業
 - ・学校主催の生徒指導・教育相談および家庭教育に関する講演会や研修会等に、心理学 や生徒指導を専門とする大学教授等を講師として派遣
 - ・千葉県スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び訪問相談担当教員が、より高度な専門知識・技能等を有する有識者等から指導助言を受け、支援することを 目的として、スーパービジョンを開講

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・相談の総合窓口として、必要に応じて、学校や関係機関と連携し、予防・早期発見及び情報交換を行ったが、今後は連携をより速やかなものにしていく必要がある。 ・電話相談は、相談状況に応じた対応についての検討と担当者間の共通理解を継続して
- 図る。
- ・研修事業の開催により、いじめの背景の理解や未然防止、関係機関との連携について 考える機会になった。様々な校種の教諭が受講することで、異校種間の理解と情報交換が進んだ。それぞれの校種の実情にあった課題に対応できるよう講座内容の見直し
- と精選が課題である。
 ・スクールアドバイザー事業については、昨年度教職員の研修、事例検討会などで206件の活用があった。今年度は新たに9名をスクールアドバイザーとして登録するこ とができた。いじめを含めた喫緊の課題に対応できるスクールアドバイザーを継続し て登録していく必要がある。スクールアドバイザー事業の活用方法や内容についてよ り一層の広報活動を行い、各学校に浸透させていくことが課題である。

- ・関係各機関との情報交換等を行い、事業内容を精選していく。
- ・ネットいじめについて扱った内容の講座を、研修事業に継続して取り入れていくこと を検討している。講師の選定や会場について他機関と連携していきたい。
- ・研修受講者には、当センターで実施した研修内容を学校等で積極的に活用することを 促していく。

10 総務部学事課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ○千葉県いじめ重大事態再調査会の設置
 - ・再調査会の担任する事務は、県立学校、私立学校のいじめの重大事態の調査結果について再調査
 - ・重大事態とは、「いじめが原因で、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」、「いじめが原因で、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」場合
 - ・教育等に関する学識経験者を再調査の必要性、あるいは当該必要性について再調査会 に諮問する必要が認められる事案発生の都度、委員として任命
- ○スクールカウンセラーの充実
 - ・スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図った。平成27年度は私立学校46校に対して26,220千円を交付した。
- ○ネットパトロールの情報提供
 - ・私立高等学校に係るネットパトロールの情報について、当該校に注意喚起と指導を行っている。当該校の管理職に一報を入れ、内容の確認を依頼するとともに、削除依頼 を含めた指導を依頼している。
- ○関係文書の迅速かつ確実な送付
 - ・文部科学省や県教育庁から発出された、生徒指導やいじめ問題に関する文書を、迅速 かつ確実に送付し、学校に協力依頼を行う。
- ○関係機関との迅速な連携
 - いじめに関係する相談等が生じた際は、関係部署に相談するとともに、速やかに対応している。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ○千葉県いじめ重大事態再調査会の設置
 - ・現在のところ、事案は発生していない。
- ○スクールカウンセラーの充実
 - ・スクールカウンセラーの整備・活用をさらに促す必要がある。
- ○ネットパトロールの情報提供
 - 情報モラルについて児童生徒及び保護者の理解促進と指導する側の教職員向けの研修 の推進に向けた働きかけを進めていく。
- ○関係文書の迅速かつ確実な送付
 - ・メールを活用し、迅速かつ確実に通知している。
- ○関係機関との迅速な連携
 - ・様々な事例を参考に、適切な対応がとれている。

11健康福祉部健康福祉政策課

- ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ○県内小・中・高等学校等への啓発ビデオの貸出し・平成27年度貸出件数46件(視聴人数11,972名)…いじめ問題以外も含む○人権問題研修会支援事業・平成27年度講師派遣実績11件(受講人数2,918名)…同上
 ○Jリーグ(ジェフユナイテッド市原・千葉及び柏レイソル)と連携・協力した啓発活動【主催:県、県教委、千葉市、千葉地方法務局、千葉県人権擁護委員連合会、千葉県人権啓発活動ネットワーク協議会】・平成27年度実績「みんなで『人権サポーター』になろう。」というメッセージとともに相談連絡先の周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組を実施した。スタジアム啓発の実施(千葉市主体)ポスターの作成、配布(2,500枚)(県主体)

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

(成果)

- ・人権週間を中心にいじめをテーマとしたビデオの貸出があり、学校等においてビデオを効果的に活用した啓発活動が行われた。 ・ポスターには、24時間子供SOSダイヤル及び子どもの人権110番(法務局)を掲載し、県内各小・中・高校等に配布した。配布先におけるアンケートの結果、約70%が「興味を持って見ることができた」と答え、約30%が「連絡先を知るきっかけとなった」と答えた。
- かりとなった」と言えた。
 (課題)
 ・インターネット (SNS)上でのいじめ問題等、新たないじめ問題に対応した内容のDVDが少ない。
 ・いじめ相談ダイヤルの周知を目的としたポスターについて、各学校に1部ずつ配布しているが、校内のより多くの場所に掲示したいという要望があったため、対応を検討する必要がある。

③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等

12 健康福祉部児童家庭課

- ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ○児童家庭相談への対応・児童家庭相談への対応(6児童相談所)○関係機関との連携・児童虐待相談等、児童相談所に寄せられる児童家庭相談のうち、いじめ問題を含む相談については、学校や教育委員会との十分な連携を図るとともに、必要に応じて医療機関、警察等にも協力を依頼している。
- ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
 - ・千葉県児童相談所(千葉市含まず)における相談受付件数のうち、いじめを主訴とするものは平成26年は3件、平成27年は0件であり、助言を行っている。また、いじめを主訴とせずとも、係属のある児童がいじめ問題に関与した際には、学校や市町村と連携して対応している。
- ③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等
 - ・引き続き、学校や教育委員会等との連携を密にし、いじめ問題等に対応していきたい。

13 環境生活部県民生活・文化課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- 青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)について
 - (1) 実施方法
 - ・ネット監視員2名を配置し、パソコンと携帯電話を使用して、県内の全ての中学校 高校、特別支援学校(計約630校)の生徒が行っているSNSなどについて、監視 を行っている。
 - (2) 問題のある書き込みを見つけた場合の措置
 - 特に問題のある書き込み(レベル2、3)を発見した場合に、教育委員会等に連絡し、 削除を含めた生徒への指導を依頼。
 - ・自殺、ネットいじめ、事件性の高いものについては、学校、教育委員会、警察など関 係機関と早急に対応。
- ・毎月、ネットパトロールの結果と情報を教育委員会等に情報提供し、教員の研修や生 徒への指導に役立てるなど、インターネットの適正利用について啓発を図る。 ○インターネットの適正利用についての普及啓発のための取組
- - ・インターネットの適正利用について啓発を行うため、学校、関係機関の要請に応じ 児童生徒、保護者、学校関係者等が主催する講演会において、職員を派遣し講演を実 施している。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

【平成27年度ネットパトロール実施結果】

・ツイッターなどのSNSへのネットパトロールを強化した結果、平成26年度より1、 340人多い、6、029人(26年度比28.6%増)の問題のある書き込みを発 見した。問題のある書き込み総数は前年度より増えたものの、特に問題のある書き込 み数が140人減り、668人となった。

【平成27年度講演実績より】

- ・59回実施し16、958名参加があった。県内全域から講演の要請があり、需要が高まっていることがうかがえる。
- →問題のある書き込みが依然として増加している。さらにインターネットの適正利用に ついての啓発が必要である。

- ・インターネット上に氾濫する有害情報から青少年を守るため、今年度も引き続きネッ トパトロール事業を継続し、関係諸機関と連携・協力していきたい。ネットいじめの 疑いがある書き込みについては、関係諸機関に迅速に報告し、早期発見・早期対応の 一助となるよう努めていきたい。
- ・将来的に市町村や学校においてもパトロールを実施し、地域全体での見守りを実現し たい。
- インターネット適正利用についての普及啓発を推進するため、要請に応じ 児童生徒、保護者、学校関係者等が主催する講演会において職員を派遣し講演を実施 する。併せて、講演時に活用する啓発資料を配布したり、HP上に掲載することによ り一層の啓発の充実を図りたい。

14 千葉県中央児童相談所

- ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
 - ・児童相談所では、育成相談、非行相談などを行っており、必要に応じて学校と連携して対応している。
 - ・中央児童相談所では、子ども家庭110番事業を実施し、24時間365日体制で児童虐待をはじめとする電話相談に対応している。
- ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
 - ・関係機関が連携して対応することが重要であると考える。
- ③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等
- 15 千葉県警察本部生活安全部少年課 (16 千葉県少年センター)
 - ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
 - ○ヤング・テレホン
 - ・本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口(ヤング・テレホン)を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩み・問題を抱える少年のほか保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。
 - ○スクール・サポーター制度
 - ・スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「教職員に対する生徒指導や健全育成に係る助言」、「学校が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。
 - ○非行防止教室
 - ・非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、 小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警 察職員を派遣し、教材を使用して開催している教室であり、児童生徒の規範意識のよ り一層の醸成を図っている。
 - ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
 - ・学校における「いじめ」事案については、条例の施行等を踏まえ、学校関係者と連携 したいじめの防止に向けた取組やいじめ行為が犯罪等に該当する場合には、被害少年 や保護者等の意向、ないしは学校における対応状況等を踏まえながら、必要な対応を 図っている。
 - ・しかしながら、少年の生命、身体の安全が脅かされるような重大事案があれば、積極的に捜査、補導等の措置を講じる必要がある。
 - ③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等
 - ・いじめ防止に向けた広報啓発や学校からの要請に基づきスクール・サポーターを派遣するなど、いじめ問題に取り組んでいる関係機関への支援を引き続き行っていきたい。

17 千葉県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ○児童生徒向けネット安全教室の実施
 - 重点指導事項

LINEにおけるトラブル事例とその対応策 Twitterにおけるトラブル事例とその対応策 ネットリテラシーの基本

- ○教職員保護者向けネット安全教室の実施
 - 重点指導事項

SNSにおけるトラブルの現状 フィルタリング、ペアレンタルコントロールについて ネットリテラシーの基本

- ○青少年に関連する最新のネット動向の注視
 - ・東京オリンピックに向けて拡充が予想されるWiFiエリア
 - ・定額ストリーミング系(動画、音楽)の普及
 - ・Instagram等新SNSの台頭 など

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・インターネット関連、特にSNSのルールや使用法について、大人より子供の方が熟知している。
- ・SNSトラブル等についてはメディア等でよく喧伝されるものの、その実態面となると大人はよく知らない(特に保護者)。

以上二点を踏まえ、教職員、保護者にはまず青少年のSNSの実態面を知ってもらうことが大切と考えており、ネット安全教室や教育関連のフォーラム等でもそれを重点に話をしている。

- ③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等
 - サイバー犯罪対策担当部署として、インターネットの最新動向の把握等に日々注力しており、これらの情報を他の部署とも共有して行ければ幸いです。

18 千葉少年鑑別所

- ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
 - ・保護者の子育ての悩みに関する心理相談を複数回実施(電話相談、来所相談)。
- ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
 - ・昨年6月に少年鑑別所法が施行されたことにより、地域社会の非行・犯罪防止に関する専門的な援助が本来業務として位置付けられた。 ・「千葉法務少年支援センター」の名称を用いて、関係機関との連携を一層密にしながら、心理相談、事例検討会への参加、研修、法教育等を行いたい。
- ③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等
 - ・ 特になし

19 千葉地方法務局

- ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
- ○啓発活動を通じて、未然防止、早期発見の推進・「子どもの人権を守ろう」をテーマに、各種啓発活動に取り組む・いじめの根底には、人権意識の希薄さがあることから、子どもたちに人権尊重につい て理解させる。
- ○担当する主な関係事業等

・「子どもの人権110番」 全国共通のフリーダイヤルによる専用相談電話を設置し、人権擁護委員とともに相

- 談に応じる。 ・子どもの人権SOSミニレター 全国の小中学校の児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、人権擁 護委員とともに返信する。
- ・「人権教室」の実施 主に、小中学校を訪問し、人権擁護委員が講師となって授業を行い、児童生徒に対して人権尊重の意識を理解させる。
- ・全国中学生人権作文コンテスト 中学生が人権をテーマに作文を書くことにより、人権尊重の重要性を理解してもら
- う。 ・子どもの人権ポスター原画コンテスト 小中学生が、人権ポスターを描くことにより、人権尊重の重要性を理解してもらう。
- ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
 - ・人権教室をはじめとした各種啓発活動を行うことにより、子どもに人権尊重の重要性、必要性を理解してもらうことができたと考えている。・中学生人権作文コンテストの入賞作品を授業で活用し、人権について考えてもらうこ
 - ・中学生人権作文コンテストの入賞作品を授業で活用し、人権について考えてもらうことにより、人権尊重について理解を深めることができた。・今後は、中学生や高校生を対象とした、新しい形の人権教室を実施していくことを検
 - 討している。
- ③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等
 - 特にありません。

20 千葉保護観察所

- ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
 - ・いじめに関する取組は特に行っていません。
- ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
- ③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等

21 千葉市教育委員会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- (1) 千葉市生徒指導調査委員会にて、教職員の資質や力量向上のため、研修体制の充実及び啓発・指導資料の作成を行っている。
- (2) 生徒指導特別対策委員会の設置 小・中学校における生徒指導上の諸問題について情報交換を行い、その対策について協議する。年間11回開催している。
- (3) 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の設置 いじめの防止等のための対策を行うこと、いじめ等による重大事態における事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止を図ることを目的として、定例としては年3回開催している。 (4) いじめ問題対策連絡会の設置
- (4) いじめ問題対策連絡会の設置 学校関係者、警察関係者、関係各課等が、いじめ問題に対して、それぞれの立場で どのような対策を講じているか等について情報交換を通して共通理解を図り、必要に 応じて連携を図ることを目的として、年間3回開催している。
- (5)教育相談ダイヤル24の実施 いじめ問題等に悩む児童生徒や保護者等がいつでも相談できるように、夜間・休日 を含めた24時間の相談を実施している。
- を含めた24時間の相談を実施している。 (6)長期欠席対策担当教育相談員による学校訪問の実施 各学校の長期欠席児童生徒の状況を調査し、必要に応じて相談を受けたり、直接学 校訪問をし、対応についての指導、援助を行っている。
- (7) スクールカウンセラーの配置と体制の強化 全中学校55校と拠点小学校6校にSCを配置し、児童生徒や保護者等の悩みの相 談の解決にあたる。また、2区に1人の割合で3名のスーパーバイザーを配置し、緊 急時対応及びSCからの相談対応を行っている。 (8) スクールソーシャルワーカーを4名を指導課、教育センター、養護教育センターに
- (8) スクールソーシャルワーカーを4名を指導課、教育センター、養護教育センターに 配置し、教育委員会で把握しているケースや学校から相談されたケースに対応してい る。
- る。 (9) 今年度から統括スーパーバイザーを指導課に1名配置し、スクールカウンセラーと スクールソーシャルワーカーの連携を促進し、教育相談体制の充実を図っている。
- (10) 3月に策定された「千葉市いじめ防止基本方針」を参酌した「学校いじめ防止基本方針」を各学校が策定し、各学校ホームページに掲載している。
- (11)「いじめ対応マニュアル」をホームページに掲載し、各学校のいじめ対応への参考にするとともに、保護者・地域との連携推進に役立てている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

・喫緊の課題について調査研究し、教職員の研修に役立つ啓発・指導資料を作成したが、

校内研修はもちろん、関係機関と連携した研修を充実するよう努める。

- ・「学校いじめ防止基本方針」の見直しと修正を行い、ホームページ等により、保護者や市民に公開しているが、いじめ防止等に関する理解の促進をより図る必要がある。 ・学校におけるいじめの防止等のための研修の充実や対策の適切化を図るため、心理や
- 福祉等に関する専門的知識を有する者、いじめへの対処に関し助言できるものなどの 人材にかかわる情報提供を適切に行う必要がある。
- ・SCやSSW、相談機関によるカウンセリング等を活用し、児童生徒及び保護者が、 いつでも相談できる体制づくりに努める必要がある。
- ③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等

22 千葉県都市教育長協議会

- ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
- ・都市教育長協議会としての取組はありません。
- ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
- ③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等

千葉県町村教育長協議会

- ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
- ○いじめ防止や相談体制の充実 ・千葉県教育予算及び人事に関する要望書
 - (内容) スクールカウンセラー等の配置、拡充 ①相談が複雑・多様化しているので、配置時間の拡大を要望 ②全小学校への配置及び各市町村専任の1名派遣を要望、

 - ③スクールソーシャルワーカーの増員と配置時間の拡大を要望
- ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
 - ・スクールカウンセラー配置時間等が年々増加傾向されていることから、今後も、協議 会全体で連携し、根強く拡大を要望していきたい。 ・各町村の条例や基本方針の整備状況について確認したい。 ・各町村のいじめ防止の取組や個別事案等の情報交換を継続的に行いたい。
- ③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等

24 千葉県小学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ○各学校において、「学校いじめ防止基本方針」等の見直しを行い、修正及び改善を図る。 ・学校ホームページ上にて公開し、周知を図る。
- ○「生徒指導だより」を発行して、いじめ対策を含めた取り組みについて広く広報する。 ・年間2回、7月と2月に発行し、全県下の各小学校長並びに関係諸機関へ配布し、生徒指導の実践事例等を広く広報すると共に、生徒指導推進の啓発を図った。
- ○小中学校の生徒指導部の合同研修会を開催し、小中連携の充実を図る。 ・11月に小中生徒指導部合同研修会を開催し、それぞれの実践事例を通して生徒指導及びいじめ対策に対する共通認識を深めるとともに、県教育庁教育振興部副参事兼指 導課生徒指導・いじめ対策室長の清水登先生に御指導をいただいてより深く児童生徒
 の問題行動等について把握することができた。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・各学校において「学校いじめ防止基本方針」の策定とその見直しがなされることによ り、いじめ防止への意識が高まっている。
- ・いじめ問題をはじめ、不登校や非行等の防止、携帯電話をめぐる諸問題の早期発見及 び早期解決に努める必要がある。
- ・学習指導の充実を図り、自己実現をめざす指導、支援を行う必要がある。
- ・家庭、地域社会、関係機関及び学校相互の連携を強化する必要がある。

③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等

・いじめ問題への対策には学校だけでは対応しきれない現状が有り、関係各機関との連 携を密にし、根気強く取り組む必要がある。

25 千葉県中学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ○学校いじめ防止基本方針等の見直し、修正、改善を図る。
 - ・ホームページ上で公開し、周知を図る。
- ○生徒指導委員会や教育相談委員会などの充実を図る。

 - ・いじめ事案は、担任一人に抱え込ませず、学校全体で取り組む。 ・情報交換を密にし、いじめの早期発見、早期対応をする。 ・スクールカウンセラーや養護教諭との連携をし、きめ細やかな対応をする。 ・いじめ実態把握アンケートや生活アンケートを随時実施する。

 - ・教育相談週間(年間3回程度)を位置づける。
 - ・いじめ対応マニュアルの活用を図る。
- ○担任からの気づき(いじめなどに対する兆候)を大切にする。
 - ・日々の健康観察や生活記録ノートなどから生徒の様子を把握し、いじめの早期発見、 早期対応を図る。
- ○道徳授業の充実
 - ・命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や 責任感などの人間性・社会性を育むとともに、平成30年度からの道徳教科化を念頭に、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
- ○生徒会活動の充実

 - ・集団の自助力を高める。 ・「いじめ防止」に関する生徒会活動を支援する。
- ○家庭や地域(PTA等の組織や育成委員会、自治会、民生児童委員会、1000か所ミ 二集会、市町村関係機関等)との連携を図る。
 - ・保護者からの相談等の対応については、親切・丁寧に行う。
 - ・外部機関等につなげる時は、迅速に行う。
- ○小中高の連携を図る。

 - ・いじめに関する児童・生徒の情報交換や防止・対策を練る。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用・協力をする。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・学校いじめ防止基本方針や防止対策のための指導体制等が整備され、いじめ防止に関 する職員の意識の高揚が図られている。
- ・SNS等を使ったいじめ対策については、専門機関と連携を図りながら、対応策を講 じていきたい。
- ・外部機関(サポートセンター、警察本部少年センター、児童相談所、市町村関係機関) 等との連絡会で情報交換が密にされ、問題などについての解決策が講じられている。

- ・学校と関係機関との連携が密になり、組織対応が十分に図られている。この組織的、 継続的な取組を大切にしていきたい。
- ・学校いじめ防止基本方針および指針を、全職員でより実効性のあるものへと修正、検 計を行っていきたい。
- ・各学校が作成している学校いじめ防止基本の指針については、PDCAサイクルで検 証する。
- ・生徒の生命の尊厳や生活の安心・安全を守るために最大限の努力をしなければならな いことを再確認するとともに、危機管理意識を高めていきたい。

26 千葉県高等学校長協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

千葉県高等学校長協会

- (1) 生徒指導委員会
- ○未然防止に向けた各校の取組への支援
 - ・いじめ防止基本方針等の周知及び徹底の啓蒙
 - ・事例に基づく情報交換及び情報発信
- ○委員会における研修及び研究活動
 - 専門家による講演等研修活動
 - 実態調査の実施と分析及び考察

(アンケート調査等の実施、分析結果の公表)

- ○校長協会他関係団体との連携
 - 生徒指導委員会、地区校長会等での情報交換
 - ・校長協会での研究成果の発表・県教育委員会による指導助言

 - ・千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会、教頭・副校長協会 生徒指導部会等、関係機関との情報及び意見交換
 - (2)人権教育特別委員会
 - 「学校における人権教育推進上の諸課題への対応」についてをテーマとして、千葉県 教育委員会人権教育施策の方針等を踏まえ、 所属校における人権教育が計画的・継続的・組織的に推進できるよう人権を学び、今日的な人権教育課題に対応できる力量 を身につけるために年2~3回の委員の研修を実施。
 - ・本年度は、性マイノリティの人権や子どもの人権に関する研修、人権同和教育に関す る研修を実施予定。

千葉県高等学校教頭・副校長協会

(1) 生徒指導部会

いじめ防止に向けた研修会の実施(生徒指導部会第3回研修会) 講師:教育振興部指導課生徒指導・いじめ対策室 指導主事

- ・いじめ問題未然防止、早期発見について(通知)
- 教員間の情報共有(文科省)
- いじめ自殺についての検証今後の対応について
- ・「いじめに関する校内研修ツール」の活用法

千葉県高等学校教育研究会 (1)生徒指導部会

- ○各地区において、中・高生徒指導連絡協議会で情報交換会実施○各地区で、地区校長学校生徒指導連絡協議会で情報交換会実施
- ○合地区で、地区仪女子仪生体用受医型励戦五、周報を成立不過 ○生徒指導部会理事会において、情報交換や協議を実施 ○生徒指導部会総会並びに研究協議会において、指導課生徒指導・いじめ対策室の指導主 事による「最近の生徒指導上の諸問題について」と題して、講話の実施
 - (2)人権・同和教育部会
- ○偏見や差別に係る人権問題のすべてがいじめにつながると考え、それぞれの課題に教育 的に取り組んでいる。
- ○春季研究協議会・理事役員研修会・秋季研究協議会での研修・講演と機関紙「かがり火」 を通しての啓発活動など。

- ○平成28年度 障害者・性的マイノリティを予定 ○平成27年度 情報モラル ネットいじめ インクルーシブ教育システム ○平成26年度 人・いのち・人権情報モラル ネットいじめ 生活困窮者共生社会 ○平成25年度 いじめに関するアンケート報告 人権教育と道徳教育
- ○平成20年以降いじめの問題は頻繁に研修課題に取り上げている。
- ○『いじめ予防と取り組む ~精神保健の視点から~』(2015年6月)を部会事業委 員会で編集し各高校に1~3冊配布した。

- ・学校におけるいじめをリスク因子の軽減と保護因子の強化に焦点を当てて、教育活動全体をとおして対応していく例についてまとめた。 ○部会の総会、理事研修会、夏季研修会、教育相談専門講座等の研修の機会にいじめに関する研修を必ず取り入れるようにしている。 <いじめに関する研修例> ・2015年夏季研修会において部ループ別演習「いじめ予防と取り組む~保護因子と
 - リスク因子を考える~」

④養護部会

○研究・研修のための組織としての活動

- ・直接いじめの問題を取り扱っていないが、いじめにつながるような問題を研修してい
- た,当事者となる可能性のある生徒を理解し支えるための研修も実施している。例:(すべて,分科会形式で実施)

①「高校生に人気のネットサイトとその危険について」

②「『特別支援教育について』~ソーシャルスキルトレーニングの理論と実践~ ③「『LGBTについて』~LGBTの理解と対応~」・2014年夏季研修会 講演「いじめ問題対応への生徒自身の力をどう養うか」、グループ別演習共通テーマ「いじめ問題に活かす教育相談」、専門講座「ネット社会の人間関係〜逸脱行動 の変化を考える~

- ・2013年専門講座シンポジウム「青少年自殺と教育問題」 ・2015年台湾研修報告書『台湾における輔導教師と日本のスクールカウンセラー 教育相談係』(2015年10月,日本学校教育相談学会千葉県支部と共同編集)を

⑤情報教育部会

・平成28年6月14日(火) 情報教育部会総会

「高校生によるSNS講座」 講師 神奈川県教育委員会指導主事 橋本雅史先生

*"高校生が講師となって教職員を対象にしたSNS講座を行う"という画期的な取 り組みの紹介

· 平成 2 7年 1 2月 3日(木) 研究協議会 · 講演会

「児童生徒の通信機器等の利用実態について」 県総合教育センター メディア教育班 研究指導主事 滑川 敬章 先生 *児童生徒の現状を把握することを目的にした、SQSを利用したアンケート調査の 実施とそのまとめ

「情報モラル指導における学校支援について」 県総合教育センター メディア教育班 研究打 研究指導主事 君塚 一彦 先生 *安房拓心高校で行った情報モラル指導の紹介

- ・平成27年10月30日(金) 先進校および企業見学会 株式会社ラックにて 講演「インターネットの脅威と情報モラルについて」長谷川、長一 氏 *インターネットの脅威と情報モラル ~トラブル実例と対策について~ IPA主催 第11回 「ひろげよう情報モラル・セキュリティコンクール」2015
- IPA主催 協賛・協力
 - *役員の勤務する各学校からのコンクール参加は勿論のこと、情報教育部会のメンバ 一が審査員等も務めました。
- · 平成 2 6 年 1 2 月 9 日(火) 研究協議会・講演会 講演会講師 千葉県環境生活部県民生活・文化課 中嶋 徳彦 氏 演題 「ネットパトロールの現状と対策」
 - *青少年ネット被害防止対策事業である、 「ネットパトロール」の現状と生徒をネッ トワーク被害から未然に守る活動と学校との連携についての講話

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

千葉県高等学校長協会

(1) 生徒指導委員会

・ネットいじめや個人情報の不適切な発信など、SNSやWeb上での問題が多発している。本委員会にかぎらず、機器の扱いなどハード面と当事者の心のケアなどソフト

面での緊急な対応が必要である。 ・情報交換から様々な事例を確認することができた。広く情報を共有することにより、

同種の案件の再発防止に努めなければならない。 ・委員会での情報交換や意見交換をもとに、各学校間での共通理解の下に取組を進められるよう連携を図る必要がある。また、委員会内での連携にとどまらず、地区及び全県での円滑な情報発信、共通理解を図る必要がある。

2) 人権教育特別委員会 ・「千葉県いじめ防止対策推進条例」の制定を受け、各校では「いじめ防止対策委員会」

を設置し、いじめ防止に取り組んでいるが、いわゆる生徒指導的な対応に加えて、人権教育の観点からどのようなアプローチができるのか課題として研究していきたい。・いじめ問題をはじめとした学校における人権教育推進上の諸課題へ的確なの対応ができるよう、学校経営の視点で、絶えず研修と修養に努めるとともに、新たな人権上の課題も散見している。これらにも対応できるよう、常に高い意識をもって、今後も取りないといます。 り組んでいく必要がある。

千葉県高等学校教頭・副校長協会

・いじめの事例研究により、情報の共有化を図りたかったが報告がなかった

・SNSの使用についてのルールづくりを行い、いじめの未然防止にも繋げるようにし たい。

千葉県高等学校教育研究会

(1) 生徒指導部会

・各情報交換会により、情報共有し、その対策や問題点等につい ・ネット上のいじめ対策が多様な問題を抱える中で必要である。 情報共有し、その対策や問題点等について対応出来ている。

(2)人権・同和教育部会

・条例の制定とは関係なく、以前から人権問題として「いじめ」を取り上げ、アンケートでの調査やLHRでの実践指導など、大きな課題のひとつとして研修している。 ・人権啓発センターとの共同制作で、LHR用の人権資料「アマンドラ」(平成9年) 「やさしさあかれて一人・いのち・人権一」(平成20年)を利用してのいじめ問題 を含めた人権教育を推進している。

上記教材は「いじめ」問題或るいはその根源にある偏見や差別などの人権意識の変革 をLHRを通じて学ぶ実践資料としての先駆的教材であり、千葉の教育の柱になって いると考えている。 (3) 教育相談部会

・教育相談部会としては、いじめの保護因子とリスク因子を特定し、保護因子の強化、 リスク因子の軽減を中心にした対応を包括的に実施していくことを提唱している。それは予防的・開発的教育相談の考え方とも重なってくるものである。 ・精神保健の対場から、停滞気味の学校保健委員会を活用した対応策等についても提唱

している。

(4)養護部会

成果

・今日的ないじめは、SNSを通じて起こることが多い。サイトの現状と問題点、いじめにつながる要因について理解できた。また、し、問題のある書き込みの実態や、「ネットいじめ」がどのように行われているか、被害生徒の特定と支援についても理解で

きた。
・いじめを受けることの加害者や被害者になる原因として、生徒が発達障害・自閉症の場合が多くある。実際に、「断り方」の練習や、「聞き方」の練習をすることで、トラブルを回避できる場合もある。 ソーシャルスキルトレーニングを研修することに より、「いじめ」防止教育につながる。

・「いじめ」問題の一端になる可能性を含んだLGBTを理解することにより、いじめ 予防を考える研修ができた。

課題

・養護教諭が研修する課題は、いじめ問題そのものというよりも、いじめにつながる可 能性のある諸問題がもっぱらである。そのような問題を理解することは、学校現場ではいじめの被害者を支援することにつながる。その点で、大変有益である。課題は、養護教諭が学んだことや身につけたスキルを他の教員と連携しつつ、どのように活かすかということである。

(5)情報教育部会

・情報教育部会では、上記のとおり、情報セキュリティー等に関する研修を積極的に実

施している。毎回、最新の状況を知る講師を招き、必履修である教科「情報」の授業担当者間で、先進事例や授業展開の工夫について、情報の共有を図っている。しかし、SNSや不正アクセス技術の進化は早く、担当者自身の知識や技術が追いつかない状況にあるうえに、担当者が研修に参加していない学校も多い。また、研修の成果がストレートに授業実践に繋がりにくい情報担当者集団の構造的な

課題がある。

・県内には情報を専門とする教員が少なく(情報での採用者は11名)、ほとんどの学校で、数学や理科の複数の教員が手分けして授業を担当している。このため、総会や研究協議会への参加率も高くはなく、悉皆参加とされる教育課程研究協議会でも、情報担当でなく管理職が出席する学校も散見する。

・教科としての独立性が低いため、熱心な教員が外部研修の成果を持ち帰っても、学内ですら広がりにくい環境にある。

③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等

千葉県高等学校長協会

(1) 生徒指導委員会

- ・いじめ防止基本方針など、基礎的な対応は各学校等で整っている。特別支援教育の視点、問題行動の視点、学習支援の視点等様々な視点からさらに事例を研究する必要がある。いじめはいつどこででも起こりうるという危機感の下に、多くの教職員が研修
- を行う必要がある。
 ・各学校で年間2回程度、被害目撃調査(仮称)等の調査(アンケート)を生徒対象で実施したらいかがか。いじめのサインが早期に知ることができる。
 (2)人権教育特別委員会

・学校で起こるいじめ問題は生徒の人権上の重大な問題であるととらえている。いじめの起こらない学校づくりを推進していく上で、今日起きている多くのいじめ問題も、さまざまな人権上の問題と、その根底にはあるものは多くが共通している。 ・教職員の人権感覚や人権意識を磨いていくことが、いじめ問題の早期発見や予防に大

きく寄与していくものととらえている。 ・校長としていじめをはじめとした人権上の問題解決には、校長自らが人権感覚や意識を磨く研修と修養に努め、いじめの起こらない学校づくりを推進していくことが大切 である。

生徒指導部会
・いずれの学校でも、いじめがないわけではないが、研究発表の題材として選択するのに難しかったり、他の題材の方が適切であったりの理由から事例となる例が見られなかった。いじめ防止対策基本方針が出されていることもあり、今後、積極的にこのテ ーマで研究する学校が出てくれるように声かけをしていきたい。

千葉県高等学校教育研究会 (1)生徒指導部会 ・多様化するいじめ問題に対して、職員間での綿密な意識統一と一貫性のある対策、そ して、機敏な対応に努めたいがない。

(2)人権・同和教育部会 ・人権問題のすべてが「いじめ」に関わっていると考え、思いこみや偏見、人を傷つけることやいのちの重さを職員の研修を通じて授業に生かし、学校教育としての責任を 果たせるようにしている。 ・特別支援教育を踏まえた授業など、指導の在り方も、今後の課題とする。

(3) 教育相談部会

- ・ 千高教研教育相談部会は、現在、義務制の千教研教育相談部会や日本学校教育相談学会千葉県支部、日本学校心理士会千葉支部等の諸団体と連携を図り、協力を得ながら、 いじめ等に対応するための書籍の発行、研修の充実を図っている。教員主体のこれらの研究会や学会とも連携していく必要があると考える。 ・日本学校教育相談学会は平成29年度の全国大会を千葉県支部主管で千葉市幕張地区
- で実施の予定であるが、本教育相談部会も連携協力して、いじめ問題の対応についても大会の中で取り上げたいと考えている。

(4)養護部会

・養護部会は、いじめの問題に関して、いわゆる生徒指導的な観点からのアプローチとは違った観点で研修を重ね、それを学校現場でいかに役立たせるかを模索してきた。

- ・いじめの被害者あるいは加害者を理解し、指導していく上でこのような研修を積んだ 養護教諭の存在は重要であると考える。
- ・今後も、引き続き多様な観点から研修の機会を設けていきたい。

- (5)情報教育部会
 ・次期学習指導要領では、モラルについて公民科で扱うことも検討されているが、科学的・技術的な背景も理解していないと、精神論だけでは個人情報を守れない事例が増えており、必修教科「情報」の中で確実に扱うことが不可欠である。
 ・情報の科学的理解に向け、次期学習指導要領では小学校からプログラミングを学び、高なるでは必履修の「情報 I (仮称)」でプログラミングやアルゴリズムを学ぶことに
 - なる。
 - ・加えて、Iの履修を前提とする選択科目「情報Ⅱ(仮称)」の設置が予定され、さらに深い学習を提供することになっている。 ・こうした社会の要請にしっかり応えるため、家庭科と同じように、各校に1名以上、

 - 情報教育の専科を配置してほしい。 ・また、現在情報を担当している他教科が専門で情報を兼務する担当者向けに、悉皆研 修を実施するなど、進展するグローバル・情報化社会に即応した授業実践を引き出す ための条件整備をお願いしたい。

27 千葉県特別支援学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ○学校経営としての取組
 - ・教育目標等を平易な言葉に直し、全員で唱和して意識高揚を図る。
 - ・道徳/人権教育推進委員会の設置、月1~2回程度の会議開催
 - ・いじめ相談窓口設置の周知
 - ・いじめアンケート(年2~3回)、保護者も交えた面談の定期的な実施・「いじめは絶対に許さない」という職員の姿勢の徹底と、気運の醸成

 - ・学校と家庭(関係機関)との情報教諭のためのツールである毎日の連絡帳の活用
- ○教育計画における取組
 - ・道徳/人権教育の年間指導計画作成と実践
 - ・自立活動の学習内容としてSSTを位置付け、計画的なコミュニケーション力の育成
 - ・小さな事象(嫌がらせ、からかい、誹謗中傷)を見逃さず生徒指導の徹底
- ○児童生徒が直接関わる活動としての取組 ・児童生徒会による「あいさつ運動」「クリーン運動」「感謝の週間」等の展開 ・児童生徒による「ボッチャ大会」を通してお互いの理解を深めあう。

 - ・全校生徒を対象とした年2回の教育相談会の実施
 - ・帰りの会で、友だちと過ごした一日の振り返りと「友達のよい行い」の発表を行う。 ・児童生徒同士が友だちを呼び合うときも「さん」「くん」の呼称を用いる。
- ○地域連携や社会資源を活用した取組
 - 携帯電話企業による出前研修会の実施
 - ・地域の福祉施設、事業所等と定期的な情報共有のための連絡会の設定と活用
 - ・スクールカウンセラー等を招へいした問題対策会議の定期的な開催
- ○教職員の資質向上に関連した取組
 - ・道徳について今年度何に取り組むか目標申告で確認する。
 - ・いじめ防止対策基本方針の職員周知の徹底
 - 資料「いじめの認知について」(H28.3.24教指第1989号)を活用した職員 研修の実施
 - ・生徒との日常会話、世間話をおろそかにしないという共通理解と積極的な実践

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

○学校経営

・家庭との連絡帳は軽微且つ早期の段階からの気づきを可能にする極めて優れた連携の ツールである。

- ・いじめアンケートを丁寧に追跡調査することは人間関係の指導に有益である。
- ○教育計画
 - ・道徳/人権教育の全体計画と内容の的確な実施は系統性のある指導を可能にした。
- ○児童生徒の取組
 - ・あいさつ運動等のキャンペーン的な取組は児童生徒や保護者に安心感をもたらすこと につながった。
 - ・ボッチャ大会等のたがいを理解し合う機会は相手を尊重し理解し合う良い活動であ
 - ・生徒自体の認識不足、今後の影響を心配してのためらい等への対応はいかにあるべき か。
- ○資源の活用
 - ・関係機関との連絡調整は手間もかかり場が持てない(持ちにくい)ことが課題
- ○教員の資質向上
 - ・いじめとしての判断の難しさ、加害・被害の関係が生じたときの保護者対応の難しさ について、教職員の判断力、対応力の向上が難しい。 ・教員だけの資質向上ではなく、保護者との認識の共有化を図る研修会が必要

③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等

- いじめ防止の対策や指導は、一方的にならず、子どもの訴えに耳を傾ける姿勢の大切 さを職員間で共通理解することが大切
- ・いじめ防止の取組が有効となるには、児童生徒の社会性、自他を認め尊重する意識を 涵養することが必要と思われる。
- ・様々な取組が実践されてきているが、その効果の検証は殆どされていない。特に理解、 判断、予測/推察等が苦手な知的障害のある児童生徒を指導する学校については、事 例、考察(見解)の蓄積が必要

28 千葉県私立小学校協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

・千葉県私立小学校協会に加盟する総ての私立小学校は、それぞれ「いじめ防止基本方 針」を明示し学校全体でいじめ事案に対処する体制を整えている。また、協会として も校長会議での情報交換の中で、いじめに関する事例の報告やその対処が話題になり また当協会主催の教員研修会の分科会でいじめが取り扱われる場合もあるが、特に協 会としてこの問題への組織的な取組は行っていない。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

・上記の現状につき、特別に私立小学校協会としての成果や課題として挙げるべきもの は無い。

- ・当協会は県内の私立小学校10校の加盟する小規模な団体である。
- ・年3回学期ごとに校長会議を開催し情報交換を行い、また毎年加盟校輪番で会場校と なり、原則加盟校教員全員参加での研修会を行っている。

29 千葉県私立中学高等学校協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

・理事長・校長会議や初任者教員研修会・養護教諭研修会など機会ある毎に、事例発表や基本方針やいじめの防止、早期発見、早期対応等について情報を提供し情報共有してきた。特に本年度(平成28年度)の第1回総会において文部科学省生徒指導室長より「いじめの認知と重大事態への対応について」の講演をいただいた。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

・私立学校では創立者の建学の精神・志の具現化につとめ設置者である各学校法人が教育の質の向上と創意工夫を責任を持って取り組んでいる。取組の早い・遅くはあるが、安心安全と危機管理を全てに優先し取り組んでいるのが現状である。それが外部評価・評判に繋がり選ばれる私立学校となっているのが、また現状でもある。協会としては今後とも迅速に効果的な対応が行われるよう情報提供・情報共有に努め私立学校の質の向上に繋げたい。

③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等

・教員としての果たすべき役割は変わるわけではないが、私立学校と公立学校との間の大きな違いがあり、教職員の責任と損害賠償責任の状況であると思います。私学の教員は、何かリスク、重大事態があった場合、損害賠償請求の矢面に教員が立つことがあり、また、学校法人が責任を負うことも含まれております。このようなことがあた場合、その学校の生徒・児童募集の状況に反映し、学校の存続をも心配させるリスクの高い状況なることを心配されますので、各校とも誠心誠意、創意工夫し対処しているのが実情です。そして、すべての学校にスクールカウンセラーは配置されているわけではない。県や教育委員会は配置に係る補助金の拡充やカウンセラー人材確保紹介や研修の機会につきましても私立学校に道を開いていただきますよう切にお願いしたい。私立学校一法人ではかなわない部分がありますのでよろしくお願い申し上げます。

30 千葉県養護教諭会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ○「緊急支援に関する研修会」の開催
 - ・毎年、夏季休業中に本会会員を対象に開催している希望研修会で、平成19年度から立ち上げている。その中で、"学校における被害者支援" "発達障害への対応" "ジェンダーを考える" "難病を抱える生徒への支援" "命の授業"" 震災に学ぶ" などをテーマに、弱者や少数派の子ども達への支援について研修を継続し内容を深めている。講師には、医師、大学教授・准教授、臨床心理士、被災県の教諭・養護教諭、難病体験者などを招き、実例を元に講義をしていただいている。毎年、会員の半数近い750余名が受講している。この研修会については、研修内容の幅を広げられるよう、今年度から「養護教諭ステップアップセミナー」という名称に変更した。
 - ・また、研修会終了後に研修報告をまとめ、本会ホームページに掲載している。
- ○各校での取組
 - ・健康相談という形で、個々の児童生徒の抱える悩みについての相談を受け、対応にあたっている。特に、定期的に各学校で行っている「いじめ等に関するアンケート」であがってきた問題については、早期に具体的な対応策を整え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭との連携にもつなげている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

・研修会の受講人数も安定しており、受講後のアンケートに於いても毎年好評を得ている。評価の高かった講師については、次年度もステップアップした講義を依頼してい

- るので、養護教諭の資質は高まっていると思う。 ・ホームページに研修報告として掲載していることも、この研修会への意識を高めるこ とにつながっている。
- ・この研修で得た知識や技術を、自分の学校に持ち帰り、どのように生かすことができ たかなどの検証には至っていないので、今年度はその点を各地区理事から地区情報と して吸い上げていきたい。
- ・養護教諭に相談をしたがる生徒は、小・中・高校とも少なくなく、保健室における健康相談(教育相談)からの情報発信は、重要な位置を占めていることが多い。養護教諭自身のカウンセリングマインドの力量を高めるよう、今後も研修を積んでいきたい。

③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等

31 千葉県PTA連絡協議会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

千葉県PTA連絡協議会は県内25郡市PTA連絡協議会(連合会)からなる <本協議会の取組>

- ・年5回開催される、理事会での情報交換
- 県教委の取組を紹介
- ・千葉県PTA研究大会で単位PTAの取組発表・意見交換

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・各単位PTAは、それぞれの学校の校長先生はじめ先生方と連携を取り合いいじめ防 止に取り組んでいるが、子どもたちの人間関係が教師や保護者に見えない部分が多く あり、今後も引き続き連携をとっていきたい。
- ・また、保護者の中にも価値観の相違や教育力の違いなどから、足並みがそろわないこ ともある。
- ・更に、学校や家庭では気が付かない姿を見ていただいている「地域の皆さん」との連 携は不可欠であり、多くの地域で懇談会等を開催している。

③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等

・私たち保護者は、学校でのわが子の様子を直接見る機会は限られています。気が付い たことがあれば、すぐに連絡をしていただける。また、私たちも気軽に先生方に相談できる。そんな、人間関係を築くことが大切だと考えます。そこにPTAの役割があると考えます。これからも、今まで以上に先生方や地域の皆さんと連携を深めていき たい。

32 千葉県高等学校PTA連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

・県PTA連合会は、様々な活動をとおして、高校生の健全育成を目途としていること から定期総会、各地区における研究集会等、機を捉えて講演会等で「いじめ」防止を 啓蒙している。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・保護者においても、県や学校、社会の取り組みに理解を示すとともに、家庭や地域に おける防止策に関心を高めることができた。
- ・「学校いじめ防止基本方針」への理解を深めることができた。
- 「いじめ」の実態を知ることができた。

③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等

・本年度は全国大会が本県で開催され、メインテーマを「再発見 愛」とし、サブティ 本年度は至国人会が本原で開催され、メインケーマを「特先兄」をして、リンケーマに「今こそ信じよう愛の絆」としています。この設定には、家庭内の親子の絆は基より全ての人間関係においてお互いが立場や考えを尊重し合うという意味を込めています。その趣旨を踏まえて各分科会を設定し、関心を深めようと考えています。

33 千葉県特別支援学校 P T A 連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ・本団体は、千葉県下41校の特別支援学校の42団体PTA連合会のため直接いじめ 問題に対する取組は行っていません。
- ・子どもたちの生涯を通じた支援を確かなものにするため、諸条件改善のための事業、 理解啓発活動を行っています。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・障害種を超えて交流を深めることで、障害児に関する情報の集約と提供に努めていま
- ・研究大会を通して、広く社会に障害児理解のための啓発活動を行っています。

- ・いじめ被害にあっても障害があることで、なかなか人に伝えることができないなど心 配される子どもたちであるだけに、各学校でいじめ防止基本方針が示されたことはと てもありがたいです。
- ・障害があってもなくても、一人ひとりが、それぞれの目標に向かい、毎日を生き生き
- ・障害があってもなくても、一人のとりが、それぞれの自信に向かい、毎日を生き生きと生活できる社会になってほしいです。 ・障害のある人を知り、理解を深めることににより、それぞれが自分を見つめなおし、手を差し伸べあったり、一緒に歩んだりすることができるようになると思います。 ・一人ひとりが様々な体験を通して視野を広げ、多くの人を知ることで、違う価値観を認められるようになれば、いじめ問題も少なくなるのではと思います。

34 千葉県臨床心理士会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ○千葉県臨床心理士会の会員には、スクールカウンセラーとして勤務する者も多く、また 教員である者もおり、小中高等学校で、いじめの予防・初期対応にかかわっている。
 - 予防啓発としての心理教育の実施
 - ・被害児童生徒のカウンセリング、加害児童生徒の背景理解と対応、教職員へのコンサルテーション、家族関係の調整など
- ○県内にいじめ問題で重大事態が発生した時には、第三者としての臨床心理士を派遣できるよう、県教育委員会と連携を取っている。
- ○会員が、市町村のいじめ問題対策連絡協議会等の委員を務めている。
- ○スクールカウンセラーとして、中学1年生の全員面接を実施するなど、生徒にとって、 困った時に話しやすい大人が周囲にいることを伝える役割を果たしている。また、生徒 が教室や活動の中で、どのように中立的な立場をとれるか、相手に届く断り方はどうす ればよいかなどを具体的に話題にし、学級・学年や部活動などの生活を安心して過ごせ るよう、児童生徒のコミュニケーションの力を育てる役割を担っている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・いじめの初期対応として、児童生徒のコミュニケーションに齟齬が生じた場合の双方の理解・受け止め役を務めた。また、学校教職員や保護者と協力して、児童生徒の対人関係の成長を促すように支援した。・予防啓発として、ストレス・マネジメントや感情のコントロール、アサーション・ト
- ・予防啓発として、ストレス・マネジメントや感情のコントロール、アサーション・トレーニング等の自己調整・自己表現方法を身につけられるような心理教育を実施していく必要がある。
- ・観衆や傍観者の児童生徒への対応として、止めることができなかった自責の念等を受け止めると同時に、仲裁者になれるようなスキルを身につけさせることも必要である。 仲裁者としての機能を果たせるようになると、いじめは起きにくくなり、子ども同士での解決も可能になってくる。
- での解決も可能になってくる。 ・教職員との協働・連携として、コンサルテーションを通して学級経営の間接的側面的な支援や、道徳の授業のプログラム作りなどのサポートを行うことも必要である。

- ・児童生徒のいじめ問題には継続して関わる時間が必要であるが、校内でスクールカウンセラーが関わるには週1日6時間では限界がある。限られた時間を有効に活用するためにも、教職員や教育委員会とのより一層の連携を心がけたい。
- ・スクールカウンセラーが支援チームの一員として、「学校いじめ対策委員会」等に積極的に参加をし、情報収集・情報共有を行えるような校内体制を、維持・継続していただきたい。
- ・「チーム学校」の一員として、学級・学年などが安全・安心の場になるよう、教職員と協働していくことを願っている。また、保護者の方々にも、いじめ関係になりやすい児童生徒の対人関係を支えていくことについて、理解や協力をいただければありがたい。

35 千葉県弁護士会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○弁護士会主催の事業

・「いじめ予防出張授業」の実施

弁護士が学校に出向き、過去に実際に発生したいじめ自殺事件を題材とした「いじ め予防出張授業」を実施。

(実施校数)

平成25年(実施初年度)は、中学校1校(4クラス)。 平成26年は、小学校1校(3クラス)、中学校2校(11クラス)、高校1校 (8クラス)。

平成27年は、中学校5校(25クラス)、高校1校(8クラス)。

今年度は、現時点(6/21)で、中学校3校での実施を予定しており、小学校 1校で実施の検討中である。

学校数・クラス数・学校種別いずれも拡大している。

・「子どもの専門相談窓口」の設置

非行・いじめ(少年問題法律相談)、虐待(子どもへの虐待相談)等の問題につい て、相談窓口を設置し、子どもの権利に詳しい弁護士が、無料の初回相談を実施。

- ○関係機関との連携
 - ・臨床心理士との勉強会の実施

スーパーバイザーを務める臨床心理士や児相との勉強会を定期的に実施。 いじめ予防出張授業の内容や少年事件問題について意見交換を行っている。

・行政機関設置のいじめ等調査委員会への参加

市や教育委員会等が設置するいじめ等調査委員会に、弁護士が委員として参加し、 いじめ防止や適正な事実調査に向けて取り組んでいる。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

○いじめ予防出張授業に関して

- ・授業で扱う題材が、実際に発生した深刻ないじめ事案や、憲法(人権)の話であるこ とから、各弁護士は、身近な話題に置き換える等、授業内容を分かりやすく伝えるた め、様々な工夫を行っている。
- ・いじめ予防出張授業を実施した学校からは再要望の声が多く、アンケート結果も教諭らからはおおむね好評価を得ている。
- ・生徒や教員の方のアンケート結果に基づき、更なる授業内容の改善に向けて工夫を継 続していくことが課題である。

- ・いじめ予防出張授業については、県内の学校と協力して、今後も、継続して実施して いきたい。
- ・臨床心理士や児相等の関係機関と良好な関係を構築できていることから、今後も、定 期的かつ積極的に、勉強会や意見交換の場を作っていきたい。

36 千葉県医師会

- ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
 - ・いじめに特化した取組は特に行っていません。
- ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
- ③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等

37 千葉県人権擁護委員連合会

- ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
- ○啓発活動を通じて、未然防止、早期発見の推進

 - ・「子どもの人権を守ろう」をテーマに、各種啓発活動に取り組む・いじめの根底には、人権意識の希薄さがあることから、子どもたちに人権尊重につい て理解させる。
- ○担当する主な関係事業等
 - ・「子どもの人権110番」

全国共通のフリーダイヤルによる専用相談電話を設置し、法務局職員とともに相談 に応じる。

- 子どもの人権SOSミニレター 全国の小中学校の児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、子ども
- からの相談に返信する。 ・「人権教室」の実施

主に、小中学校を訪問し、人権擁護委員が講師となって授業を行い、児童生徒に対 して人権尊重の意識を理解させる。

- ・全国中学生人権作文コンテスト 中学生が人権をテーマに作文を書くことにより、人権尊重の重要性を理解してもら
- う。 ・子どもの人権ポスター原画コンテスト 小中学生が、人権ポスターを描くことにより、人権尊重の重要性を理解してもらう。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・人権教室では、思いやりの心や、相手に対する優しさの大切さを理解してもらい、い じめは「しない、させない、見逃さない」という合言葉を啓発している。また、外部講師として子どもと接することで、心が開かれ、交流ができる。
- ・人権ポスター原画コンテストの入賞作品をポスターなどの啓発物品に活用している。
- ・今後は、中学生・高校生や保護者を対象とした人権教室ができないか検討していく。
- ③他の機関・団体との連携についての意見・提案、学校現場に対する意見・要望等
 - ・関係機関の担当者が、情報交換をする場を多く設けていくべきであると考える。
 - ・学校側と本音で話合い、いじめ、不登校の問題について、地域も一体となって問題解 決につなげることが必要であると感じる。

38 NPO法人企業教育研究会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○啓発教材の制作・研修会への講師派遣

- ・ソフトバンク株式会社と連携して共同開発した情報モラル教材『みんなで考えよう ケータイ・スマートフォン』を活用する授業の方法を伝達するための、教員研修会に 講師を派遣している。
- ○情報モラル教育研修への講師派遣
- ・平成28年度情報モラル教育研修への講師派遣事業に派遣する講師を紹介している。 〇千葉県青少年を取り巻く有害環境対策推進協議会の運営
- - ・千葉県青少年を取り巻く有害環境対策推進協議会(ちば地域コンソーシアム)事業の 事務局を担当している。行政・警察・民間企業・業界団体・有識者・青少年指導団体 などの情報を交換できる場を作っている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- 教職員が最新の情報技術や子供たちのトラブルの最先端の情報を得ていないと指導で
- きないという思い込みがある。 ・MVNO事業者など、新たにこの問題にかかわる業界関係者が増えていて、足並みを そろえたい。

- ・児童・生徒向けの講演の依頼を受ける際に、「大人である教員が言っても説得力がな いから、外部の大人に注意・指導をしてもらいたい」というご意見をよくいただきま すが、外部の人人に任意で指導をしてもられたい。これではこれでは、すが、外部の人間はあくまでも一期一会の存在です。第一義的には日常のモラルの指導があり、その延長線上に外部の人間による指導があるということを、ご理解いただ きたいです。
- ・柏市の「Filli」を活用した保護者によるSNSの見守りの成果が注目されます。 ネットいじめを通報する「StopIt!」の日本での本格導入も始まります。ぜひ、 システムを活用したいじめ対策をご検討ください。